



地区計画の届出に係る書類作成上の注意点

地区計画の届出をする際は、下記を確認の上、書類を作成してください。添付書類（各種図面）については、原則、建築確認申請に用いるものと同様で構いませんが、特に下記の点に注意して作成してください。

なお、下記事項以外のことであっても、審査担当者が必要と認める場合には、記載や添付を求めることがありますのでご承知おきください。

1. 原議書	
	太枠内（届出者住所・氏名、行為の場所、用途地域）のみを記載してください。
2. 届出書	
	正・副で様式が異なりますので、それぞれ作成してください。
	垣・さくの高さは、宅地地盤面から最も高くなる部分における数値を記載するものとします（※）。 ※垣・さくの高さの取り方については、下記の3. 添付書類 ③断面図の内容を参照してください。
3. 添付書類	
① 配置図	
	道路境界線、隣地境界線を明記してください。
	各敷地境界線から建築物までの最短有効寸法を記載してください（敷地境界線と建築物の壁面が平行でない場合は、敷地境界線から建築物に向かって下ろした垂線の有効寸法を記載してください〔別図参照〕）。
	バルコニーの立ち上がり部分についても外壁の一部とみなす場合がありますので、上尾市ホームページ内「壁面位置の制限（バルコニー、隅切り部分等）、天空率についての注意事項」を必ず確認してください。
	垣・さくがある場合は位置を明示してください（敷地境界線から後退して建設する場合には、後退距離も明記してください）。
	既存の建築物、工作物等がある場合は、既存である旨を明示してください。
	敷地内に用途地域の境界線及び都市計画道路の計画線等がある場合は、当該線形を記載してください。
② 立面図	
	地区計画による斜線制限がある場合は、斜線及び検討式を記載してください（自明である場合にはその旨を記載してください）。
	形態又は意匠の制限がある場合は、外から見える部分（屋根、外壁等）の色の系統（例：グレー系等）を記載してください。
	垣・さくについては、道路に面する部分に設置するものみの作図で構いません。
	フェンスを設置する場合には、その構造（格子状、メッシュ状等）が分かるよう作図してください（全体の構造が同一である場合には、一部分の抜粋でも構いません）。
③ 断面図	
	届出が建築物のみの場合には、原則、添付不要です。
	道路に面する部分に設置する垣・さくについては、道路面と宅地地盤面の別を明記してください。
	隣地に面する部分に設置する垣・さくについては、敷地と隣地の宅地地盤面の別を明記してください。 （隣地に面する部分に設置する垣・さくについて届出が必要となるのは弁財地区地区計画のみです。）
	ブロック等の基礎の部分と、基礎とフェンス等を含めた全体の高さを記載してください（※）。 道路面 垣・さくの高さについては原則、宅地地盤面から計測した数値を記載してください。 ただし、宅地地盤面が道路面より低い場合には、道路面から計測した数値を記載してください。 隣地面 垣・さくの高さについて、敷地と隣地の宅地地盤面とで高低差がある場合、いずれか低いほうから計測した数値を記載してください。 ※断面図については、上記の要領で計測した際、宅地地盤面からの高さが一番高くなる地点において作図をしてください。

[別図] 配置図における有効寸法記載イメージ

